

官報

(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令(総務七七)
- 無線設備規則の一部を改正する省令(同七八)
- 無線機器型式検定規則の一部を改正する省令(同七九)
- 財務省組織規則の一部を改正する省令(財務四〇)
- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働九二)
- 〔告 示〕
- 周波数割当計画の一部を変更する件(総務三七三)
- 型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件の一部を改正する件(同三七四)
- インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件の一部を改正する件(同三七五)
- 小型船舶等の義務船舶局が備えなければならぬ無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件(同三七六)
- 電波法施行規則第二十八条の五第一項の機器を備えることが困難又は不合理である場合の予備設備の機器を定める件の一部を改正する件(同三七七)
- 船舶の入港中に定期に行う義務船舶局の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件(同三七八)
- 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件(同三七九)
- 常時聴守をしなければならない船舶地球局及び海岸地球局並びに当該船舶地球局及び海岸地球局が聴守しなければならない周波数を定める件の一部を改正する件(同三八〇)
- インマルサット船舶地球局等の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同三八一)
- インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同三八二)
- インマルサット船舶地球局等の無線設備の構造及び性能の条件並びに機械的及び電氣的条件を定める件の一部を改正する件(同三八三)
- 関税法施行令第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令第三十条第三項の規定に基づき、税関官署を指定する件の一部を改正する件(財務二二七)
- 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律第三条第四項に規定する同法第二条第一号の出入力装置を設置する税関の件の一部を改正する件(同二二八)
- 大韓民国及び台湾産ポリエステル短繊維について関税率法第八条第二十五項の規定により不当廉売関税を課する期間を延長することが決定した件(同二二九)
- 関税暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件(同二三〇)
- 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件(厚生労働三三二)
- 電気用品安全法第三十一条第一項の規定に基づき同法第九条第一項の登録をした件(経済産業一七九、一八〇)

二 三 四 五 六

二 三 四

三 七 六 四

- (2) 受信装置
- ア 設備規則第40条の4第2項第2号の規定に適合すること。
 - イ 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

2 インマルサットB型の無線設備

(1) 振動

次に掲げる振動をそれぞれ上下、左右前後にそれぞれ15分間(振動数は毎分1オクターブ以下の周期で低、高)の順序で変えるものとする。電圧状態において、規定の電圧を加えて動作させたとき。

(1) 船上装置

周波数	片振幅
4 Hz~10 Hz	2.54mm
10 Hz~15 Hz	0.76mm
15 Hz~25 Hz	0.40mm
25 Hz~33 Hz	0.23mm

(2) 船内装置

周波数	片振幅
4 Hz~15 Hz	0.76mm
15 Hz~25 Hz	0.40mm
25 Hz~33 Hz	0.23mm
33 Hz~40 Hz	0.13mm
40 Hz~50 Hz	0.07mm

(3) 直接印刷電信用入出力装置

周波数	片振幅
4 Hz~15 Hz	0.34mm
15 Hz~25 Hz	0.12mm
25 Hz~33 Hz	0.07mm
33 Hz~40 Hz	0.05mm
40 Hz~50 Hz	0.03mm

- (2) 温度
 - (3) 湿度
 - (4) 電圧変動
- インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器の3に同じ。
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器の4に同じ。
インマルサット高機能グループ呼出受信機の機器の5に同じ。

- 1 機械的に支障なく動作し、かつ、破損、発火、発煙等の異状を呈しないこと。
 - 2 始動後十分安定した状態において、次の電氣的条件を満たすこと。
- (1) 送信装置
- ア 周波数の偏差は、設備規則別表第1号の条件に適合すること。
 - イ 占有周波数帯幅は、設備規則別表第2号の条件に適合すること。
 - ウ スプリング発射の強度は、設備規則別表第3号の条件に適合すること。
 - エ 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。
- (2) 受信装置
- ア 設備規則第40条の4第3項第2号ロ、ハ及びニの規定に適合すること。
 - イ 総務大臣が別に告示する条件に適合すること。

別表第八号の表1の項中

インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットA型	EA
	インマルサットC型	EC
	インマルサットB型	EB
インマルサット船舶地球局の無線設備の機器	インマルサットC型	EC
	インマルサットB型	EB

附則

この省令は、平成二十年一月一日から施行する。

○財務省令第四十号

財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十四条第四項、第十五条第三項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)第八十一条第三項、第八十五条第二項及び第九十五条第四項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月二十九日 財務大臣 尾身 幸次

財務省組織規則の一部を改正する省令

- 財務省組織規則(平成十三年財務省令第一号)の一部を次のように改正する。
- 第七条の見出し中「公庫等実地監査官」を「主任公庫等実地監査官、公庫等実地監査官」に改め、同条第一項中「公庫等実地監査官二人以内」を「主任公庫等実地監査官一人、公庫等実地監査官二人」に改め、同条第四項を第五項とし、同条第三項を第四項とし、同条第二項中「公庫等実地監査官」を「主任公庫等実地監査官」に「実施する」を「実施し、並びに公庫等実地監査官の行う事務を整理する」に改め、同項の次に次の一項を加える。
- 3 公庫等実地監査官は、命を受けて、前項の監査を実施する。
- 第二十條の見出し及び同条第一項中「及び知的財産専門官」を、「関税評価専門官及び知的財産専門官」に改め、同条第三項を第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
- 3 関税評価専門官は、命を受けて、業務課の所掌事務のうち輸入貨物の課税価格の算定に関する調査その他専門的事項を処理する。
- 第二十四條の見出し中「及び国庫調査官」を「並びに国庫企画官及び国庫調査官」に改め、同条第一項中「及び国庫調査官一人」を「並びに国庫企画官及び国庫調査官それぞれ一人」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。
- 4 国庫企画官は、命を受けて、国庫課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。
- 第三十二條の見出し中「主任為替実査官」を「外国為替調査官、主任為替実査官」に改め、同条第一項中「主任為替実査官」を「外国為替調査官一人、主任為替実査官」に、「七人」を「八人」に、「三人」を「四人」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。
- 6 外国為替調査官は、命を受けて、調査課の所掌事務のうち国際間の資金移動に係る外国為替に関する調査その他専門的事項を処理する。
- 第一百九十条の三第一項を次のように改める。
- 関東財務局に、統括証券検査官七人以内を、近畿財務局に、統括証券検査官三人以内を、北陸財務局、東海財務局及び中国財務局に、統括証券検査官それぞれ一人を置く。

第七條を次のように改める。

(業務規程の記載事項)

第七條 法第十七條第三項の業務規程に記載すべき事項は、法第十六條第一項の給付金の支給に係る事業及びこれに附帯する事業に係る業務に関する事項とする。

第十三條を次のように改める。

(事業計画書の記載事項)

第十三條 法第二十條第一項の事業計画書には、次に掲げる事項に関する計画を記載しなければならぬ。

一 法第十六條第一項の給付金の支給に係る事業及びこれに附帯する事業に係る業務に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、法第十五條各号に掲げる業務に関する事項

(雇用保険法施行規則の一部改正)

第二條 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)の一部を次のように改正する。

第五号の次に次の第一号を加える。

十六 事業主又は中小企業事業主の団体に対して、短時間労働者均等待遇推進等助成金を支給すること。

第一百八條の次に次の一條を加える。

(短時間労働者均等待遇推進等助成金)

第一百八條の二 短時間労働者均等待遇推進等助成金は、次の各号に定める事業主又は中小企業事業主の団体に対して支給するものとする。

一 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)第二條に規定する短時間労働者(被保険者に限る。次号において同じ。)について、その能力又は職務の内容等に応じた待遇についての通常の労働者と同じの制度の整備、通常の労働者への転換に関する制度の整備その他の通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図るための措置を実施する事業主

二 短時間労働者について通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保等を図るための計画を作成し、短時間労働援助センターの認定を受けた中小企業事業主の団体であつて、当該計画に基づき措置として、その構成事業主に援助を行うもの。

第三條 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)

第三條 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四條及び第二十六條(見出しを含む。)

中「短時間労働者雇用管理改善等助成金を短時間労働者均等待遇推進等助成金」に改める。

第一百九條第十項及び第十二項中「介護雇用管理助成金」の下に、「短時間労働者均等待遇推進等助成金」を加え、同条に次の二項を加える。

30 中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けることができる認定組合等が、同一の事由により、短時間労働者均等待遇推進等助成金を受けた場合には、当該支給事由によつては、中小企業人材確保推進事業助成金は支給しないものとする。

31 短時間労働者均等待遇推進等助成金の支給を受けることができる事業主又は中小企業事業主の団体が、同一の事由により、高齢者等共同就業機会創出助成金、受給資格者創業支援助成金又は中小企業人材確保推進事業助成金の支給を受けた場合には、当該支給事由によつては、短時間労働者均等待遇推進等助成金は支給しないものとする。

第一百二十條及び第二十條の二中「並びに第一百八條第二項」を、「第一百八條第二項」に改め、「第八項まで」の下に「並びに第一百八條の二」を加え、「及び中小企業人材確保推進事業助成金」を、「中小企業人材確保推進事業助成金及び短時間労働者均等待遇推進等助成金」に改める。

附則第十五條の八第三項及び第五項中「介護雇用管理助成金」の下に、「短時間労働者均等待遇推進等助成金」を加える。

附則

(施行期日)

第一條 この省令は、平成十九年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二條 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第七十二号)附則第二條第一項に規定する旧短時間労働援助センターの平成十九年四月一日に始まる事業年度におけるこの省令による改正後の短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則第二十條の規定の適用については、同条中「毎事業年度終了後三月以内」とあるのは、「平成二十年六月三十日まで」とする。

第三條 労働者災害補償保険法施行規則の一部改正(労働者災害補償保険法施行規則の一部改正)

第三條 労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十四條及び第二十六條(見出しを含む。)

中「短時間労働者雇用管理改善等助成金を短時間労働者均等待遇推進等助成金」に改める。

告 示

○総務省告示第三百七十三号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二十六條第一項の規定に基づき、周波数割当計画(平成十二年郵政省告示第七百四十六号)の一部を次のように変更する。

平成十九年六月二十九日

総務大臣 菅 義偉

第2の別表3-5第1項を次のように改める。

1 インマルサットA型の演播設備の機器を施設する陸地局及び移動地球局

周 波 数	周 波 数
1636.525MHzから1644.975MHzまでの周波数帯	1535.025MHzから1543.475MHzまでの周波数帯

注 この周波数の使用は、平成19年12月31日までに限る。

○総務省告示第三百七十四号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十一條の五第二号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号(型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

平成十九年六月二十九日

総務大臣 菅 義偉

第二項中「インマルサットA型」を削る。

○総務省告示第三百七十五号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十二條第六項の規定に基づき、平成五年郵政省告示第三百一十号(インマルサット船舶地球局の具備すべき電波を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

平成十九年六月二十九日

総務大臣 菅 義偉

第一項を削り、第二項の表送る電波の型式及び周波数の欄中「霧吟(霧吟)の次に「(霧吟)の次に「(霧吟)を加え、第二項を第一項とし、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

○総務省告示第三百七十六号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八條第八項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号(小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

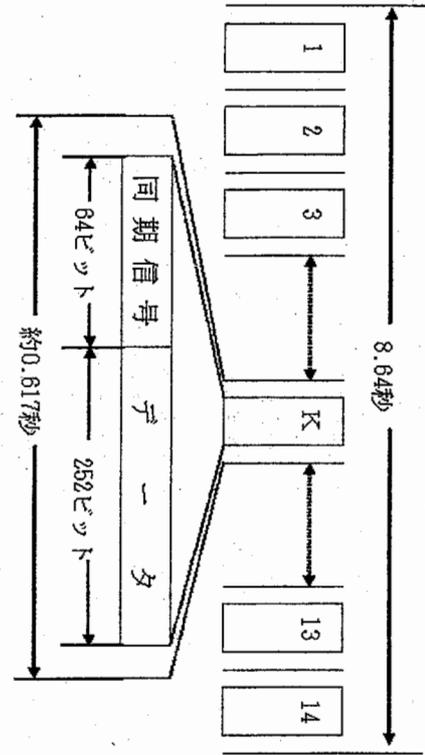
平成十九年六月二十九日

総務大臣 菅 義偉

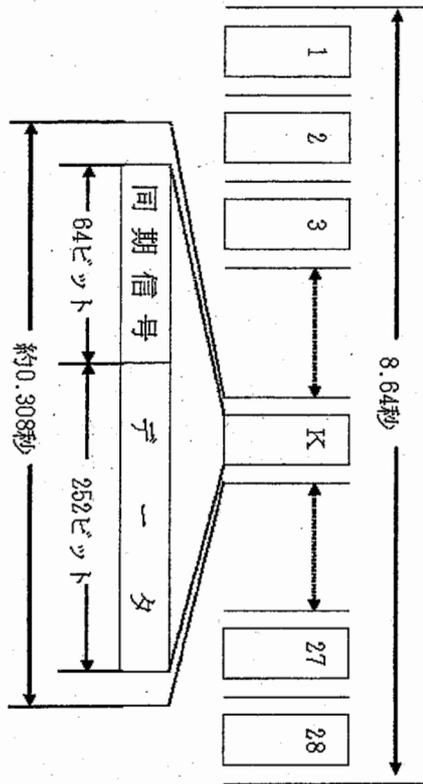
表の注19中「小型船舶等無線規則(昭和49年通信・運輸省令第一号)」を「小型船舶安全規則(昭和49年通信・運輸省令第一号)」に改め、同表の注26(1)ア中「インマルサットA型」を削る。

別図第二号 インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備の呼出しのための送信信号の構成

(1) 600ビット/秒のとき



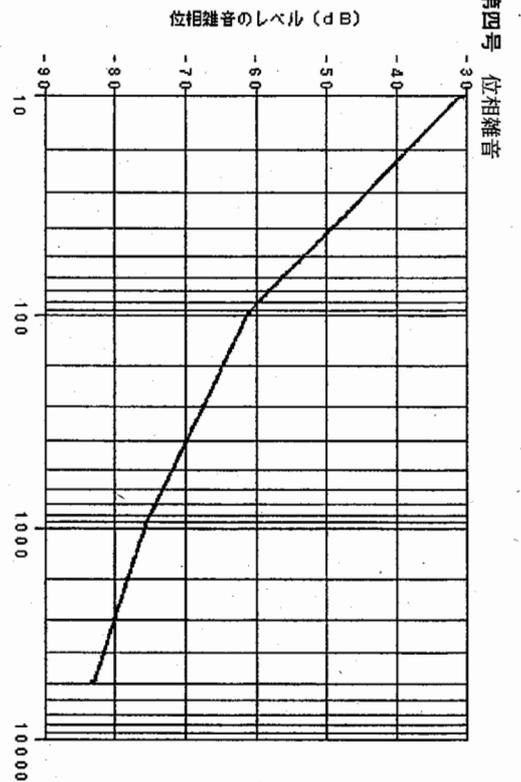
(2) 1200ビット/秒のとき



別図第三号から別図第五号までを削り、別図第六号中「インマルサットA型の無線設備及びインマルサットC型の無線設備並びに」を「インマルサットC型の無線設備及び」に改め、同図を別図第三号とし、同図の次に次のように加える。

号とし、同図の次に次のように加える。

別図第四号



電波伝播方向からの距離 (Hz)

別図第七号を削る。

別図第八号中「ノイズミキシング装置の構造」を削り、同図を別図第五号とし、別図第九号から別図第十一号までを削り、別図第十二号を別図第六号とし、別図第十三号から別図第十九号までを六号ずつ繰り上げる。

○総務省告示第三百八十二号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項、第四十九条の二十四項第四号並びに別表第一号注33の規定に基づき、平成十七年総務省告示第千二百二十六号（インマルサット携帯移動地球局の無線設備の技術的条件を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十年一月一日から施行する。

総務大臣 菅 義偉

第一を削る。

第二の一を次のように改める。

一 使用する電波の周波数及びタイムスロットは、通信網管理機能を有する携帯基地地球局から発射される電波をインマルサット人工衛星局の中継により受信することによって、自動的に選択されるものであること。

第二の二中「等価平方輻射電力」を「等価平方輻射電力」に改め、同第二を第一とし、第三から第七までを二ずつ繰り上げ、本則に次のように加える。

第七 インマルサット携帯移動地球局のインマルサットB G A N型の無線設備

一 第一の一の条件に適合すること。

二 等価平方輻射電力は、四デシベルから二〇デシベル（いずれも一ワットを〇デシベルとする）までの範囲であり、自動的に選択できること。この場合において、許容偏差は、（一）五〇パーセントから（十）五〇パーセントまでの範囲とする。

